明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（四五）　三
○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（四六）　一〇

〔政　令〕
○漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（二〇五）　一五

〔省　令〕
○地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（**総務**六〇）　一六
○労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**九六）　一六

〔告　示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**一四六～一四八、一五〇、一五一）　二〇
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**一四九）　二二
○厚生労働大臣が定める外国人雇用状況の通知の様式を定める件の一部を改正する件（**厚生労働**二一五）　二三
○航路等を記載する海図の指定に関する告示の一部を改正する告示（**海上保安庁**三〇）　二四

〔官庁報告〕
国家試験
令和六年度弁理士試験に係る委員等（工業所有権審議会）　二五
令和六年度管理業務主任者試験の実施について（国土交通省）　二六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二七
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了関係　二四
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、押収物還付関係　二四
会社その他
会社決算公告　二五

本号で公布された法令のあらまし

◇新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（法律第四五号）（経済産業省）

一　産業競争力強化法の一部改正

1　認定外部経営資源活用促進投資事業者に係る投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例の拡充

認定外部経営資源活用促進投資事業者は、組合契約において、各当事者が共同で、外国法人（投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第一項に規定する外国法人をいい、新たに設立されるものを含む。）のために発行される暗号資産（資金決済に関する法律第二条第一四項に規定する暗号資産をいう。）の取得及び保有（経済産業大臣の確認を受けたものに限る。）の事業を営むことを約することができることを追加することとした。（第一七条の二関係）

2　特定新需要開拓事業活動の促進

特定新需要開拓事業活動計画の認定等について規定することとし、独立行政法人工業所有権情報・研修館（以下「情報・研修館」という。）等は、認定特定新需要開拓事業活動実施者の行う認定特定新需要開拓事業活動の実施に関し必要な助言を行うこと等とした。（第二一条の一三～第二一条の一七関係）

3　募集新株予約権の機動的な発行

設立の日以後の期間が一五年未満の株式会社が、募集新株予約権（会社法第二三八条第一項に規定する募集新株予約権をいう。以下同じ。）の発行に関し、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けた場合には、同法第二三九条第一項第一号の規定の適用については、同号に掲げる募集新株予約権の内容から同法第二三六条第一項第二号及び第四号に掲げる事項を除くこと等とした。（第二一条の一九関係）

4　事業適応の円滑化

株式会社日本政策金融公庫が、指定金融機関（産業競争力強化法第二一条の二六第一項の規定により指定された指定金融機関をい